五稜会病院精神科医療教育動画（GMCPLM0002）

この動画は、馴染みの少ない精神科医療ついて、わかりやすく説明し、
少しでも、精神科への偏見を取り除くことを目的として作成したものです。

令和5年4月
改正精神保健福祉法施行

「入院者訪問支援事業」の創設

こころと身体のクリニック
医療法人社団
五稜会病院

理事長・院長　　中島公博

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要

厚生労働省の資料

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

１．障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。

② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。

③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

２．障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。

② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。

③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

３．精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。

② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。

③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

４．難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。

② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

５．障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（ＤＢ）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害ＤＢ、難病ＤＢ及び小慢ＤＢについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

６．その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。 等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第２項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和６年４月１日（ただし、２①及び５の一部は公布後３年以内の政令で定める日、３②の一部、５の一部及び６②は令和５年４月１日、４①及び②の一部は令和５年10月１日）

「入院者訪問支援事業」の創設

現状・課題

○　精神科病院において、外部との面会交流を確保することは、患者の孤独感等を防ぐ上で重要。医療保護入院のような非自発的な入院の場合、家族との音信がない患者には、医療機関外の者との面会交流が、特に途絶えやすくなる。

見直し内容

○　市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、外部との面会交流の機会を確保し、その権利擁護を図ることが必要である。そのため、**都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」（仮称）を創設**する。　※ 都道府県等の任意事業として位置付ける。

「入院者訪問支援事業」（仮称）　※イメージ

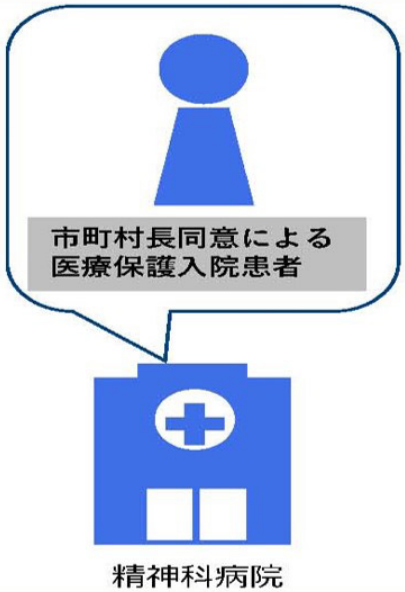

入院者訪問支援員を希望 →

← 入院者訪問支援員を派遣

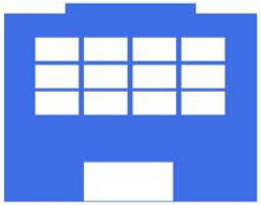

都道府県等

- 入院者訪問支援員に対する研修（※２）
- 入院者訪問支援員の任命・派遣等
- 支援体制の整備を図るための会議の開催

【入院者訪問支援員（※１）の役割】
- 精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴く
- 入院中の生活相談に応じる
- 必要な情報提供等を行う

患者の孤独感・自尊心の低下を軽減し、権利擁護を図る

※１　入院者訪問支援員には、患者の尊厳を保持し、常に患者の立場に立って誠実に職務を行うことを求めるほか、守秘義務を規定。
※２　具体的な研修内容は省令等で規定。例えば、精神医療保健福祉に関する制度や現状、精神科医療における障害者の権利擁護等を想定。
※　精神保健福祉法の目的規定等に「精神障害者の権利の擁護」を追加。

平成27年度厚生労働科学研究補助金（障害者総合福祉推進事業）

平成 27 年度厚生労働科学研究補助金（障害者総合福祉推進事業）

「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」

【報告書】

平成 28 年 3 月

公益社団法人　日本精神科病院協会

国庫補助所要額　　6,393千円
事業実施期間
平成27年7月3日～平成28年3月31日

A.

平成 27 年度厚生労働科学研究補助金（障害者総合福祉推進事業）

入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業

報　告

内　容

1．事業概要
　事業名・事業目的・事業概要・事業実施結果・考察・まとめ
2．事業の目的
3．事業の内容
4．事業の方法
5．モデル事業
　(1) モデル事業マニュアル（平成27年度改訂版）
　(2) モデル実施病院・現地プロジェクト
　(3) モデル事業の対象者
　(4) 支援者（アドボケーター）
　(5) 個人情報の取扱い
　(6) モデル実施病院での事前研修
　(7) 精神障害者の意思決定及び意思の表明に関する支援マニュアル（平成27年度改訂版）
　(8) モニタリング
9．おわりに
10．参考資料
11．検討委員会
12．成果物公表計画

厚生労働省・日本精神科病院協会（日精協）のホームページにアップロードされています。

アドボケーターガイドライン

- アドボケーター
  精神障害者が入院において自らの
  意思決定及び意思の表明を支援するもの

目次

1. はじめに
2. 全体のイメージ
3. アドボケーターの定義
4. アドボケーターの必要性
5. 資質・研修
6. 導入
7. 同意書
8. 活動の実際
   守秘義務、活動報告書
9. 医療機関との連携
10. おわりに

役割の明確化

演者作成

アドボケーターの定義

　アドボケーターとは、精神科病院に入院している者にとって、入院生活での困り事に対して信頼できる相談相手で、入院中の「説明が得られない」「聞いてもらえない」ことに対しても、本人の立場で気持ちや状況を理解し、必要に応じて代弁することで、本人が自分の気持ちに正直に生き、主体的に精神科医療を受けられるように側面的に支援する者である。

　アドボケーターは、本人の話を先入観なく理解し、利害関係のない人がその任を担う。

訪問相談と意思決定支援

「訪問相談」　＝　意思決定支援ではない

今後、精神科病院での意思決定支援は？

- 支援者が市長同意による医療保護入院者を中心に訪問
- 相談に応じることで、医療機関外の者との面会交流を確保
- 精神科病院での患者の 権利擁護 を図る

平成27年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業
「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」報告書

「意思の表明の支援とは、・・本人に寄り添って、その気持ちを代弁できるような支援をさすものとし、意思決定支援とは、精神障害者が意思を表明して、入院している医療機関や地域援助事業者と協働でできることが可能な支援」

意思の表明・意思決定

意思の表明・支援

本人が自らの意思を述べること

支援は傾聴が主体

意思決定・支援

意思の表明後自らの希望を叶えること

支援は医療機関・関係機関と協働して行う

演者作成